

特別養護老人ホームトータス

短期入所介護料金・介護予防短期入所介護料金(1割負担)

※2割負担の方は介護保険部分は2倍・3割負担の方は介護保険部分は3倍となります。

(単位:円)

令和6年4月1日改

負担段階区分 第1段階

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者)

認定	基本	夜勤職員配置加算IV	看護体制強化加算IV1	サービス提供体制強化加算III	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	529	20	23	6	300	820	1,655
要支援2	656						1,782
要介護1	704						1,873
要介護2	772						1,941
要介護3	847						2,016
要介護4	918						2,087
要介護5	987						2,156

負担段階区分 第2段階

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算IV	看護体制強化加算IV1	サービス提供体制強化加算III	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	529	20	23	6	600	820	1,955
要支援2	656						2,082
要介護1	704						2,173
要介護2	772						2,241
要介護3	847						2,316
要介護4	918						2,387
要介護5	987						2,456

負担段階区分 第3段階①

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算IV	看護体制強化加算IV1	サービス提供体制強化加算III	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	529	20	23	6	1,000	1,310	2,845
要支援2	656						2,972
要介護1	704						3,063
要介護2	772						3,131
要介護3	847						3,206
要介護4	918						3,277
要介護5	987						3,346

負担段階区分 第3段階②

(本人および世帯全員が市県民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方)

認定	基本	夜勤職員配置加算IV	看護体制強化加算IV1	サービス提供体制強化加算III	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	529	20	23	6	1,300	1,310	3,145
要支援2	656						3,272
要介護1	704						3,363
要介護2	772						3,431
要介護3	847						3,506
要介護4	918						3,577
要介護5	987						3,646

負担段階区分 第4段階

(負担段階区分 第1~3段階以外の方)

認定	基本	夜勤職員配置加算IV	看護体制強化加算IV1	サービス提供体制強化加算III	食費	居住費	1日(目安)
要支援1	529	20	23	6	1,445	2,006	3,986
要支援2	656						4,113
要介護1	704						4,204
要介護2	772						4,272
要介護3	847						4,347
要介護4	918						4,418
要介護5	987						4,487

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 1月当たり介護保険1割負担合計額の8.3%
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1月当たり介護保険1割負担合計額の2.3%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 1月当たり介護保険1割負担合計額の1.6%
- ・地域区分 処遇改善加算を含む1月当たり介護保険1割負担合計の5.5%

※以下該当利用者のみ

私物家電製品電気代 1品目につき1日 53円

テレビレンタル電気込み 1日 105円

送迎加算 片道1回 184単位

療養食加算(療養食が必要な方) 1食 8単位(1日3回を限度)

空床利用時看護体制加算Ⅱ 1日 8単位

空床利用時看護体制加算Ⅰ 1日 4単位

緊急短期入所受入加算 1日 90単位(7日間限度)

若年性認知症受入加算 1日 120単位(40歳～65歳)

短期生活認知症緊急対応加算 1日 200単位(7日間限度)

短期生活在宅中重度者受入加算2 1日 417単位(訪問看護利用の場合)

短期生活在宅中重度者受入加算3 1日 413単位(入所空床利用かつ訪問看護利用の場合)

短期生活看取り連携体制加算 1日 64単位(死亡日以前30日間において7日間限度)

長期利用者提供減算 1日 -30単位

予短期生活認知症緊急対応加算 1日 200単位(7日間限度※要支援者のみ)

◎要支援者は夜勤職員配置加算・短期生活看護体制加算対象外